

# ナミビアにおけるEUのIUU漁業規則と トレーサビリティの施行



メルコム・ブロック

ナミビア漁業・水産資源省 管理漁業監督官

2011年2月16日

# 国の概要



- ナミビアはアフリカの西南海岸沿い、南アフリカの北、アンゴラの南に位置する。
- ナミビアは北はクネネ川の上流から南はオレンジ川まで1500キロ以上の海岸線があり、58万平方キロ相当の排他的経済水域を有する。
- ナミビアは1990年に独立し、同年に200海里の排他的経済水域を設けた。
- 漁業はベンゲラ湧昇システムの高い生産性を基盤としており、底魚と漂泳性魚類の豊富な資源を保っている。

# 方針の構造

漁業・海洋資源省が1991年に設立され、以下の方針に基づいて漁業分野を管理している。

- 1991年の白書 “漁業分野の責任ある開発に向けて”
- “2004年ナミビアの海洋資産ポリシー” (“海洋資産分野の責任ある開発と管理に向けて”)
- 漁業権と割り当てに関する政策綱領 (1993年)

# 立法の構造

漁獲される水産資源は以下の法と規則により統制されている:

- 1990年ナミビアの領海と排他的経済水域
- 海洋資源法(2000年)と海洋資源規則(2001年)
- 2003年内陸漁業法並びに規則
- ナミビアが署名した数々の国際条約、協定、合意  
(大西洋まぐろ類保存国際委員会,南極の海洋生物資源の保存に関する委員会,南東大西洋漁業機関)
- 船舶モニタリングシステム(VMS)とその規則

# 商業的漁業

- 海洋漁獲漁業分野は独占的な産業
- 7主要種: メルルーサ、アジ、モンク、イワシ、ロックロブスター、オレンジラフィー、レッドクラブ
- 2008/9年シーズンにナミビア領域で商業的漁業を許可された船は228隻。
- ナミビア排他的経済水域においては、既存の権利者からチャーター契約する場合をのぞいて、外国船の操業は許可されない。
- 海洋漁獲物はワルビス湾とルーデリッツの二つの主要港のみで水揚げすることができる。
- 水揚げされた漁獲物はすべて、それぞれの埠頭に付設する民間の処理施設に直接持ち込まれる。

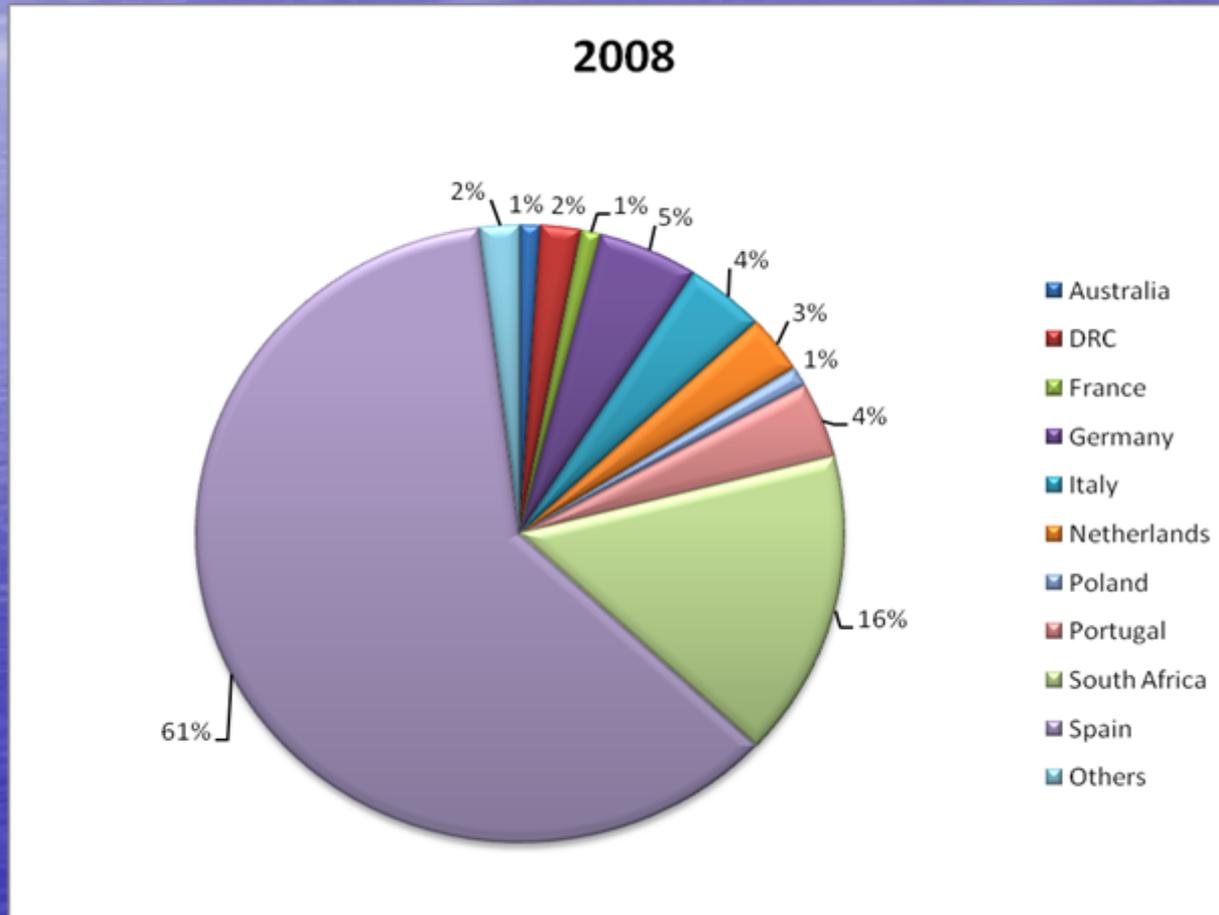
## 付加価値/マーケティング

- 政策として勧めているのは、輸出前に自国で処理をすることが価値を高め、この分野の雇用を増やすこと。
- ナミビアで25の処理施設が承認されている。ルーデリッツに7件、ワルビス湾に18件ある。
- 輸出向けに加工船30隻、冷凍船10隻が承認されている。
- EC市場に水産物を供給することが認められている。(2004年のEC規則852に定められた衛生基準を満たすこと)
- 冷凍の魚/切り身(メルルーサ、キングクリップ、モンク)が貿易全体の85%を占め、冷蔵の魚(メルルーサ、モンクフィッシュ)は10%程度である。
- 製品はEU、アジア、アメリカ合衆国、南部アフリカ開発共同体などの国々の出荷されている。

## 漁業分野の業績

- 漁業からの収入は、鉱業に次いでナミビアにとって二番目に重要な外貨収入源となっており、過去五年間で国のGDPの6.5%を占めている。
- 過去五年間の平均年間漁獲高は約572,460メトリック・トンで、37億ナミビアドル(3.5億EUR)に相当する。
- ここ数年の漁業ならびに関連作業に携わる直接的な雇用は、13,400と推測される。
- メルルーサ漁が圧倒的に大きな雇用を生み出しており、国内処理をしている海洋性水産物の60%を占めている。

## 2008年国別メルルーサ輸出先



出典: 2009年エコデータベース

# IUU漁業を阻止するための ナミビアのMCSシステム



## 1. 監視、管理、査察

- ナミビアのMCSシステムは数年をかけて進化させたもので、今日では国際社会において非常に効果的なシステムであると広く知られるようになった。
- 極めて重要な要素は、ナミビア政府からの経済的、人的、物質的な支援である。
- 政府、MCS業界、その他管理業務でかかる費用は、この分野で得られる価値と同等である。
- 海、陸、空での統合的な調査・パトロールのプログラムによって、ナミビアの漁業関連法を継続的に遵守させるのに成功している。

## 1.1 コンプライアンスと施行

- 海洋資源法で、漁船の操業停止・立ち入り、調査と査察、緊急越境追跡、没収、逮捕の権限を定めている。

## 1.2 漁業監視機関

- 230名の監視員を雇用。
- 最大の漁船には監視員を常駐させ、コンプライアンスと科学的なデータの収集に努めている。問題となっている漁場にもよるが、カバー率は70-100%になる。

## 1.3 海、空、陸でのパトロール

- MCSは2機の現代的なパトロール船(各65mと56m)を有し、自前でジェットやメンテナンス設備を持つMFMRによって全面的に運用されている。
- 各船には二名のフルタイムの漁業監視員がおり、12日間連続で監視を行っている。
- 組織的な海でのパトロールの目的は、定期的な巡視を通じて、許可された漁船による、順法な漁業活動が行われるようにすることである。
- MCSは夜間飛行機能のついている全翼航空機を二機保有している。
- 航空機によるパトロールはNEEZ全体をカバーして週に4-5回行っており、監視員が一人ついている。
- 空のパトロールにより、無免許の船を発見、阻止すると共に、許可船の動きや操業をモニターする。
- パトロール船のより効率的な配置を促す。



- 陸でのパトロールは、娯楽目的と商業目的の両方の釣りに対して、国内資源の保護のためにコンプライアンスを徹底させる。
- 漁業監視員は海岸、バリケード、陸の監視、スキューボートやビーチトレッキング網操業などを通年で行い、コンプライアンスの監視を行う。



## 1.4 陸地のモニタリング

- ワルビス湾とルーデリッツの二つの商業港ですべての水揚げ品を80名以上の陸上監視員によって監視し、割当分量の制限や支払い金額が順法であることを確認する。
- 漁獲した船から運搬する船に移し変えるのは禁止されており、すべての魚がナミビアの港に水揚げされなければならない。
- これは管理システムのもう1つのユニークな特徴で、漁獲を包括的に監視することができる。



## 1.5 船舶の報告

- すべての船舶は排他的経済水域への出入りについて報告をしなければならない。また、無線と船舶ログシートへの記入を用いて、毎日の漁獲と成果について報告する。

## 1.6 船舶モニタリングシステム

- ナミビアは2007年に全国規模の衛星をベースにした船舶モニタリングシステム(VMS)を導入した。このシステムにより、船舶の動きと活動をリアルタイムに監視することができる。

## 1.2 違反と罰則

- 海洋資源法第52条により、違反者に対する罰則が決められている。
- ナミビア国籍また外国籍の船舶による、無免許の漁業や許可条件への違反には、最高2百万ナミビアドルが課せられる。
- ナミビアの法律または国際的な合意により権限を与えられた役人に対し、暴力や妨害を行った場合には、最高百万ナミビアドルが課せられる。
- 第四章のその他のセクションで、没収、司法権、効力のある証拠について定義している。

ナミビアが自国の排他的経済水域内での漁業関連活動を完全にコントロールし、その後は主なIUU漁業を根絶するMCSアプローチと一体化している。

# EUのIUU漁業規則1005 2008年

- 2008年9月29日の法案可決。
- 2010年1月1日施行。
- ECと貿易をする、加工品を含むすべての水産物に適用され、有効な漁獲証明書が添付されていないと認められるものは、輸入禁止となる。
- 漁獲証明書は漁船の旗国の所轄官庁によって発行されるものとする。
- 証明書は、漁獲が関連する法律、規則、国際的な保護と管理基準に則っていることを証明する。

## ナミビア – 施行プロセス

- 2010年1月1日の新しい漁獲証明書の実施に向けて、2009年6月以降、漁業関係者の中で4回会議が開かれ、その説明と準備にあたった。
- 政府/業界は、処理過程や製品に違いがあること、膨大な漁獲書類を整えなければならないことに対して懸念を表した。
- EUの規則を実行するために何人のスタッフが必要なのか。どのくらい時間を要するのか。経済的な影響はどうか。

# ナミビア – 施行プロセス

- 水産大臣はEUに、ナミビアからの輸出によって生じる複数の異なるシナリオについて相談し、以下の修正手順を示した。
- ワルビス湾では15人、ルーデリッツでは10人の証明書を発行する担当官を配置する。
- 業界は2010年1月1日までに漁獲証明スキームを実行するべく準備を整え、開始した。

# ナミビア – 施行状況

- ナミビアはこれまでに約5000の有効な漁獲証明書を発行している。
- 2010年1月1日以前に漁獲された製品に対して100通以上を発行した。
- 輸入された魚に対する別則4の処理明細書を10通以上発行した。
- これまでのところ、何点か確認が求められたものの、ナミビアの輸出委託品がEUで拒絶されたことはない。
- 政府と業界双方の一般的な感覚として、この規則はEU加盟国との貿易に否定的な影響は与えていない。

# ナミビア – 施行状況

- しかしながら、輸入する側の国がこの規則について別の解釈をしているように感じる。証明書の翻訳や独自の商品コードを求めたりすることがある。
- ナミビア海域での漁、ナミビアへの水揚げ、ナミビアからの輸出に関してはナミビアの法に従うものの、ナミビアと南アフリカの間では、まぐろのポールフィッシングとラインフィッシングにおいて、船舶のチャーターに関する特別な覚書があり、南アフリカは旗国として衛生証明書と漁獲証明書を発行する。

## 輸出者の要件

- 合法に漁獲された、書類化された製品だけを扱い、輸出する。
- EU向けに輸出されたすべての水産物は有効な漁獲証明書を有する。
- 製品のトラッキングとトレーサビリティシステムを確実にする。
- 水産物の原産や、合法に漁獲されたものであることを証明するために、所轄官庁に必要な書類を提出し、電子的・手動で漁獲証明書の手続きを行う。(衛生証明書, 原産地証明書, 水揚げ報告, EUR.1)
- EUに製品が到着する前に、EUの輸入者に漁獲証明書を電子的または手動で送付する。
- 記録を三年間保管する。

# トレーサビリティ・システムの状況

- トレーサビリティは追跡能力を示すものであり、製造・加工・配送のすべての段階を通じて、交易される水産物を追跡する。
- ECの承認に該当するようなシステムについて、ナミビアの法律には該当する項目は存在しない。
- しかし、2004年のECの衛生法に一般的に準拠する形で、ナミビアで構築し、食品・獣医局、DG SANCO、ECによる監査を受け合格したトレーサビリティ・システム(HACCAP, ISO22000)を導入した。

# ナミビア－EC漁獲証明書

- 水産・海洋資源省は、EU向けに魚ならびに水産物を輸入するために必要な漁獲証明書を発行する所轄官庁である。
- 二種類の証明書がある
  - － EU 漁獲証明書
  - － EU “別則4” 証明書 – ナミビア以外で漁獲されたが、ナミビアを通じてEUに加工・輸出された商品に対して

# ナミビア－EC漁獲証明書 続き

## 衛生/健康証明書

### 1. 貿易・産業省 (中央)

#### 1.1 ナミビア基準機構 (ローカル)

## 関連する法

- 食品衛生に関する規則 (EC) 852/853/854 2004年
  - 食品、化粧品、消毒剤に関する法 No. 29 1992年
  - 冷凍魚・海洋軟体動物の強制仕様書
  - 再加工と輸出向け製品の輸入に関する要件のNSI回覧 (2010年)
- 
- 衛生証明書を入手するためには、まず企業はテスト用のサンプルを検査申請する。
  - サンプルが要件を満たせば、最終積込明細を通じて衛生証明書の発行を申請する。
  - 要件を満たさない場合は、問題点を見つけ、修正し、再発防止策を講じるまで、輸出申請は却下される。
  - NSI は再度修正点を確認し、製品をサンプルする。
  - NSI は衛生と健康要件を満たせば、衛生証明書を発行する。

# ナミビア－EC漁獲証明書 続き

## 原産地証明書

1. 経済省 (関税と物品税)
2. ナミビア商工会議所

- 原産地証明書を得るには、申請する企業は経済省が所管する登録輸出者でなければならない。
- 船舶登録、漁獲報告書(地域、種、水揚げ日時)などの関連書類を提出する。
- 水揚げ金額、衛生証明書、銀行管理書類(外貨管理申告)などの追加書類が求められる可能性がある。
- 税関検査官はすべての書類を確認し、検証したら、原産証明書を発行する。

# ナミビア－EC漁獲証明書 続き

## EUR.1 証明書

### 1. 経済省－税関と物品税

- EUR.1 証明書を得るには、企業はワルビス湾の税関局に申請しなければならない。
- 税金送り状、SAD 500－税金申告書、銀行による記入・捺印を受けた書式178、ナム港所轄官庁によって記入・捺印を受けた出荷指令書、発送船会社による海洋交通の寄港明細書、税関所からの解除指令などの必要書類を提出し、すべての輸出書類の確認を受ける。
- EUR 1. を提出する。

# 製品認証の例

## 会社名: オーシャン・フィッシング

- 製品バッチ、またはロットに対し、すべて追跡できる情報を用意する。
- Wet Fish船舶に対しては、バッチまたはロットが次のように作られている。  
ロット番号 010012
- 010 – 製品がオーシャン・フィッシングで加工されたことを認識
- 0 – 魚が最終製品に加工された年を認識する。この場合は2010年
- 12 – 月を認識。今回は12月。
- 漁をした船舶はカウモで、KMと認識される。  
ロット番号、船舶の名前と行き先が、厚生省からの他の必須情報と一緒に、箱にスタンプで押される。
- メルルーサ 切り身の皮 サイズ4
- ロット番号 010012 (2010年12月にオーシャン・フィッシングで製造)
- KM 03.10.11 (2010年11月カウモ船が3回の割当航海で漁獲)
- 製造日: 08/12/2010
- 消費期限: 12/2012



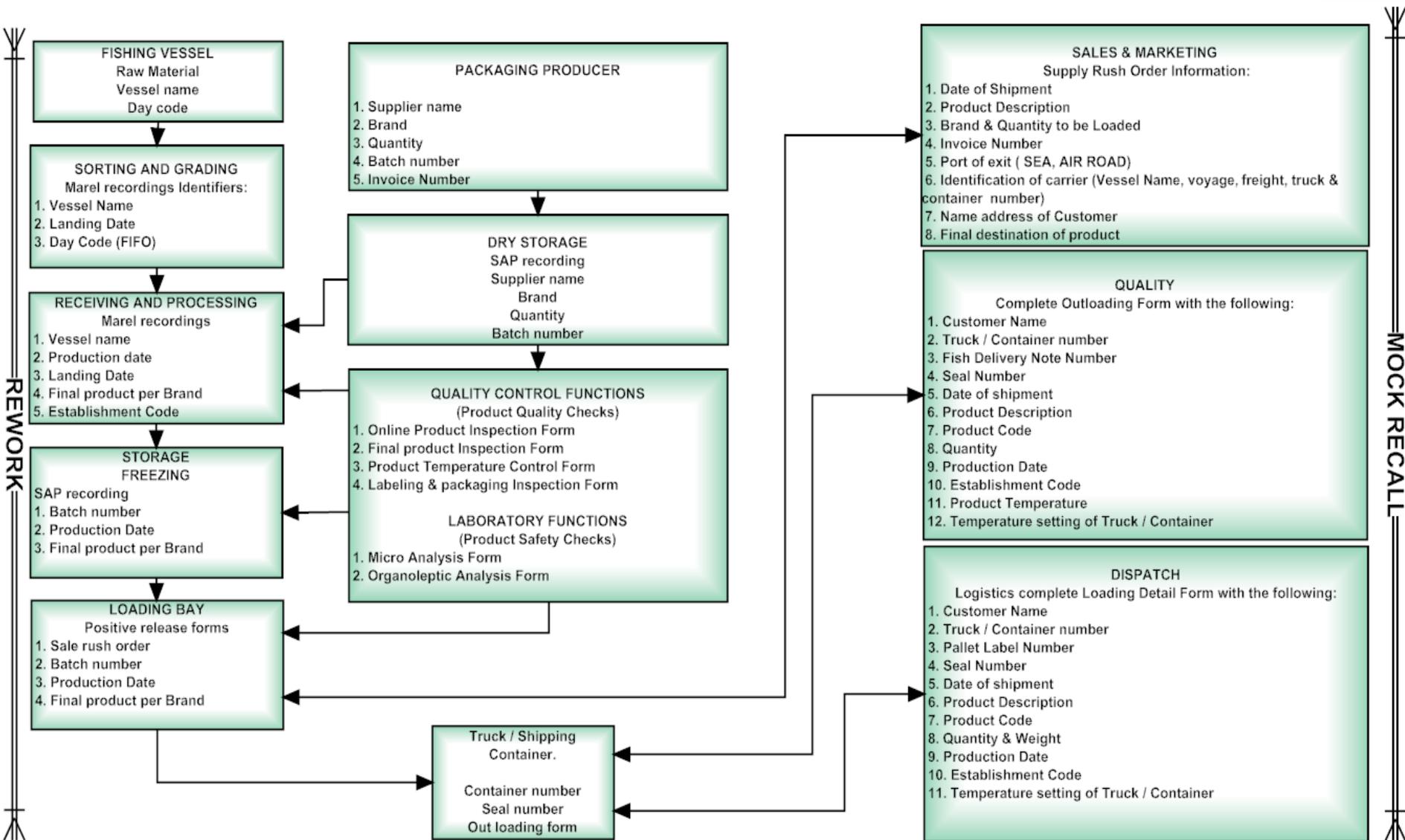
## 川下へのトレーサビリティ

- 顧客または製品発送先
- 顧客または製品発送先の名前と住所
- 供給されている製品の名前
- 供給日

## 川上へのトレーサビリティ

- 顧客は関連するトレーサビリティ情報を受け取るためのボックスラベルを使うことができる。
- 購入した製品に関する情報は、電話で供給元に聞く。

# 全般的なフロー図



# 挑戦

## 人と組織的な能力に関する挑戦

- 人材不足
- 漁獲証明スキームで必要とされる追加の確認要求を満たすために、システム管理を担当する専門ユニットを構築する。(事務所、設備)
- 漁獲証明スキームを実行する人材のトレーニング

# 挑戦

## 法的な挑戦

- EC規則により、既存の法律の改定、または新しく立法することが求められるであろう。
- その変更では、要件、手順、組織の責任、違反者への罰則を定義する漁獲証明書の導入が求められるであろう。

## 技術的な挑戦

- 予算の制約
- 先進ITシステムは予算から多くのリソースを必要とする
- システムのメンテナンスを行う要件を満たした技術者が限られている。

# 挑戦

## 経済的な挑戦

- EUのIUU漁業規則は国家のプランに優先しない。
- 監視と証明機能をカバーする人員、トレーニング、運営能力が資金不足のために限定的となっている。

## 司法の挑戦

- IUU漁業や違法な水産物取引によって生じる経済的な利益や環境被害について、裁判所が経験がなく、理解していないため、結果的に甘い罰や低い抑止力につながっている。

# 管理システムの改善要求

- 船舶の所有国、港を有する国の施策を改善する。
- 国内、国際的な海域での漁業活動を管理するMCS機能を改善する。
- 電子漁獲証明書システムの導入を検討する。(申請と発行)
- 漁獲証明スキームを管理する専門ユニットを立ち上げる。
- 輸入と再輸出を追跡するルーチン・システムを確立する。(輸入された製品がナミビア原産であると偽って申告される可能性がある)
- 大規模な貿易に対しては、水揚げ量全体の確認体制を改善する。

# 成功するためには、 以下のコミットが必要

- 資源の効果的な管理、EC漁獲証明スキームの実行と管理のために、政府の全面的な支援が必要
  - 有効な政策を開発、実行、監視
  - 資源の保護 (包括的な調査とMCSプログラム)
  - 効果的な抑止策
- 漁獲証明スキームを国内法に合体させる立法
  - 国際的な、また地域漁業管理機関の管理と保全手段と合致させるために、国内法を継続的にレビューし、見直していく。

# 成功するためには、 以下のコミットが必要

- 資源の持続性や、IUU漁業を行っている者と共同で戦うために、漁師から消費者までのチェーンの中にいる関係者を感化する。
  - 未来の世代のために持続可能な資源
  - 長期的な影響よりも短期的な利益を求めることの危険性
- EUのIUU漁業規則に準拠するために必要なトレーニングを提供する。
  - チェーン周辺の能力強化によって協力とコンプライアンスを確保する。
- 漁獲証明スキームの実施を管理するためのプログラムを実行するための資金を提供する。
  - 効果的なプログラムにより、スキームの適切な実施と監視を確実にする。

# 成功するためには、 以下のコミットが必要

- 漁業と水産物貿易のコントロールシステムを強化
  - 漁獲証明スキーム(EC,地域漁業管理機関)実施と監視を強化
  - 漁業部門内のトレーサビリティ・システムを立法化
- 様々な管轄官庁(CA)が連携し、コンプライアンス徹底のために情報とコミュニケーションの共有を図る。
  - 定期的な情報共有フォーラムを設定する。
  - CA間で貿易連携システムを構築する。

# THANK YOU

Presented by:

Melcom Pohl Block  
Control Fisheries Inspector  
Walvis Bay Inspectorate, Namibia  
Tel: +264 64 2016111  
Fax: +264 64 2016228  
Email: [mblock@mfmr.gov.na](mailto:mblock@mfmr.gov.na)  
Web: [www.mfmr.gov.na](http://www.mfmr.gov.na)